

## 令和8年度香美市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下の通り方針を定める。

### 1 適用範囲

この方針は、香美市の全組織における物品等の調達に適用する。

### 2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設は、法第2条第4項に定義する施設（「別紙1」のとおり）とする。

### 3 調達する物品等及びその目標

市が施設等から調達する物品等は「別紙2」のとおりとし、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

なお、「別紙2」に記載がない物品等であっても、市が調達可能な物品等であれば、対象とする。

### 4 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第3号に規定する随意契約の特例の制度の活用を努める。

### 5 調達の推進方法

- (1) 施設等から提供可能な物品等の情報について、庁内での情報共有を努める。
- (2) 各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注を努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力にあわせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

### 6 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公表する。

### 7 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉事務所とする。

### 8 その他

職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入を心掛ける。